

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 1 4 号
件 名	精神障がい者の保健・医療・福祉施策の充実を求めることについて
紹 介 議 員	串田修平, 金子益夫, 明戸和枝, 加藤大弥, 山田洋子, 本図良雄, 青木千代子, 渡辺 仁
要 旨	<p>今や精神障がい者の数は320万人（入院者31万人）を超え、毎年増加の一途をたどっています。このため国により精神疾病は5大疾病に指定されました。</p> <p>また、保健・医療・福祉施策の立ちおくれも手伝って、精神障がい者は依然として困難を抱えたままであり、また世話をする家族の苦労も絶えず、先行きの見通しもつかない生活を余儀なくされています。</p> <p>さらに全国的には家庭内の悲しい事件も相次ぎ、県内では精神科病院内での人権軽視の傷害事件も発生しました。</p> <p>一方、社会的入院の解消や在宅の精神障がい者や家族に対する支援もほとんど進んでいません。</p> <p>地域社会から孤立しがちな精神障がい者に対して、地域の中で自分らしく、安心して暮らせるために、精神障がい者の社会資源や支援などの福祉施策を充実していただき、ほかの障がい者との間にある福祉施策の格差是正や他政令指定都市との自治体間格差の縮小改善が私たちの悲願です。</p> <p>そのためには、新潟市による精神障がい者の保健、医療、福祉の現状と抱える諸問題について、一層の御理解と御援助が欠かせません。</p> <p>以上の趣旨を踏まえて次の項目の実施をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	<p>第1項 } 平成25年2月20日 } 市民厚生常任委員会 第5項 }</p>
受 理	平成25年2月13日 第589号

記

1 精神科救急情報センターを早期に設置すること。

新潟市及び新潟県は国の指針による夜間、休日の精神科救急情報センターが設置されておらず、未設置の6県に入っています。

当事者が受診を望まなくても精神疾患の救急医療が必要な場合があります。

諸外国ではアウトリーチの一環として危機対応チームがあり、当事者のもとに出向き、地域で生活しながら治療を図るのが通例です。

我が国でもアウトリーチの試行実施などをしてはいますが、普及までの間、現行の精神科救急制度の拡充実施が必要であり、精神科救急情報センターの早期設置は喫緊の重要課題です。

また、精神障がい者の夜間の救急病院は、新潟市外の県立病院が多く担っています。遠隔地の医療機関では、一刻を争う救急対応が難しい状況です。

精神科救急情報センターは、救急対応が必要な当事者の状況に応じた受け入れ先調整、救急医療機関の情報集約、指導、調整等を担うため極めて重要です。他自治体の現状を調査するなどして、市民病院の活用も含め、精神障がい者や家族が安心できる最低限の対策として精神科救急情報センターの早期設置をお願いします。

2 重度精神障がい者に対する医療費助成を早期に実施すること。

在宅の精神障がい者の約8割が未就労、引きこもりの状態にあり、就労や福祉につながりにくい特性があります。

ほとんどの当事者は医療機関にかかっています。精神障がい者にとって医療は命綱であり、医療費の無料化が全当事者と家族の切実な問題です。

新潟市では重度身体・知的の障がい者に実施している実質全科全額無料化が重度精神障がい者には医療費助成制度から除外されています。そのために当事者、家族は、医療費を3割負担しなければならず、経済的に苦しく、将来の不安を抱えています。障がい者間格差を放置せず、1級、2級の精神障がい者について医療費助成を早急に他障がいと同レベルまで引き上げてください。

(次項につづく)

3 精神障がい者用グループホームの拡充を進めること。

新潟市では、医療機関が設置主体のグループホームが不採算を理由に閉鎖され、それにかわるグループホームの設置がほとんど進まず、他自治体に比べて著しく少ない現状です。

病院から地域生活と言われて久しいものがありますが、地域に受け皿が少なく、精神障がい者の退院促進も他自治体に比べておこなっていません。

グループホームは退院者のみならず、地域で自立を目指す在宅の当事者にとっても、そのニーズは極めて大きいものがあります。

医療機関の敷地内でなく、地域の中に精神障がい者用グループホームを増設してください。

4 地域生活支援センターを早期に増設すること。

精神障害者地域生活支援センターは、作業所への通所等が困難な在宅当事者の居場所として、また高齢者の包括支援センター的な役割をあわせ持つ重要な社会資源です。新潟市は中央区に1カ所しかなく、全市をカバーすることは不可能です。せめて東新潟にもう1カ所設置してください。

5 精神障がい者の就労支援を積極的に進めること。

本年4月から障がい者の法定雇用率が0.2%アップしますが、市役所内での精神障がい者の採用や民間会社への精神障がい者の就労指導・支援を積極的に進めてください。